

令和2年第4回(11月)波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	11月30日	月	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案審議
	(以下余白)			

令和2年第4回（11月）波佐見町議会臨時会会議録目次

第1日目（11月30日）（月曜日）

1. 開 会	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	2
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	4
・波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例	
・町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
1. 官製談合再発防止等調査特別委員会の設置	10
1. 閉 会	10

第 1 日 目（11月30日）（月曜日）

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第85号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第86号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第87号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 官製談合再発防止等調査特別委員会の設置

第 1 日 目（11月30日）（月曜日）

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第85号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第86号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第87号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 官製談合再発防止等調査特別委員会の設置

第1日目（11月30日）（月曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 山下研一

3. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務班係長	太田誠也
企画財政課長 財政管財班係長	坂本昌俊		

午前10時 開会

○議長（百武辰美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第4回波佐見町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 田添有喜議員、4番 岡村達馬議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第3 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに令和2年第4回波佐見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご承知のように11月に入り新型コロナウイルスの感染が第3波ともいわれ、少しずつ広が

りもみせているようで、近隣の市町においても感染者が発生している状況もあり、本町としても危機感を持って対応していかなければならないと思っています。9月から町民の皆さんに大変ご迷惑をお掛けしている職員の不祥事に関しては、11月18日に第一回の公判が行われ、同日に結審し事件に至った経過や実態が判明してきました。12月4日に第二回目の公判が行われ、判決が言い渡される予定となっていますので、今後の予定について協議を進めているところです。それでは、本臨時議会に提出しました議案の要旨について説明いたします。

議案第85号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第86号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、および案第87号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、本年の人事院勧告に伴い特別職を含む国家公務員の給与等の改正が行われましたので、それに準じて町議会議員および特別職、並びに一般職の職員の給与等を改正するために関係条例の一部を改正するものであります。以上でございますが、詳細についてはご審議の折に説明いたしますので、何卒慎重にご審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 議案第85号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（百武辰美君）

日程第4 議案第85号波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは議案の説明をいたします。議案第85号波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。波佐見町議会議員の議員報酬及び費用報酬の一部を別紙のとおり改正する。令和2年11月30日。提案理由としましては、現下の社会情勢、経済情勢を踏まえ特別職の給与改定に準じ、所要の改正を行うものであるということで、別紙がご覧いただいて、別紙 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を次のように改正する。第1条2項中、100分の170を100分の165に改める。第2条としまして、第5条第2項中、100分の165を100分の167.5に改めるということで、附則としまして、この条例

は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するというこ
とで、最後のページ、85号の資料というのをご覧いただきたいと思います。令和2年度の
人事院勧告を受けまして国家公務員の給与を引き下げる改正給与法が11月27日に参議院本
会議で可決成立いたしました。これを受けまして本町も条例改正となっております。内容は
0.05月引き下げるものであり、今年度は既に6月に一度支給をされていますので、12月分を
0.05減じて1.7月を1.65月と改めるものでございます。次年度におきまして、6月と12月で
0.05月減じるために6月を0.025月減じ1.675月、12月も同様に1.675月と改正するものであ
ります。第7条につきましては、令和3年4月1日から施行ということになっております。
以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

今回の条例改正で金額的には幾らぐらい減になるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

役場全体の数字を申し上げますと全職員で約200万程の減です。特別職だけで申し上げま
すと、17万1,000円ほどの減になります。議員の特別職でいけば、17万1,000円減になってお
ります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第85号波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第86号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（百武辰美君）

日程第5 議案第86号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは議案の説明をいたします。議案第86号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。町長及び副町長の給与の一部を別紙のとおり改正する。令和2年11月30日提出。提案理由としましては、先ほどと同じでございます。別紙を見ていただいて、先ほどの内容でございますので、別紙内容と同じでございます。12月で0.05減じまして、次年度の方は6月と12月でそれぞれ0.025月減じまして、1.675月支給するというところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

先ほどと同じなんですが、今回の条例改正で幾ら減になるのか教えてください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

約10万程の減でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第86号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第87号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（百武辰美君）

日程第6 議案第87号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、議案第87号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。一般職の職員の給与の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。令和2年11月30日提出。提案理由につきましては、先ほどと同じように人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じて一般職の職員の期末手当について所要の改正をするというものでございます。別紙をご覧ください一般職の給与の一部を改正する条例を次のように改正する。

第1条 第21条2項中、100分の130を100分の125に改める。第2条としまして、第21条第3項中、100分の125を100分の127.5に改める。附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するというので、一番最

後のページの資料をご覧いただきたいと思いますが、一般職の給与に関しまして、今回期末手当が0.05分減じるとなっておりますので、期末手当につきましては、2.6月ございます。それを0.05月減じることとさせていただきます。その前に人事院勧告の骨子というのをご説明いたしますけれども、人事院には国家公務員の労働三権の争議権が認められていないために、その代わりに人事院が民間の給与を調査しまして国家公務員の適正な給与を定めるということとさせていただきます、今回全国の約12,000の民間事業者を調査の対象にされております。その中で民間の支給割合が4.46月という調査結果が出ておりまして、公務員が4.50月でございます、0.04月多いというところの調査結果が出ておりまして、それに準じて、0.04でございますので、0.057月減じると基準を改定するということになっております。今回は、先ほど申したとおり、期末手当を0.05減るというところで、期末手当が2.6月ございますので、その2.6月を0.05月減じまして、2.55月ということになります。そして、今年度分につきましては、6月分は既に支給済でございますので、12月分で0.05月減じまして、1.30月を1.25月支給ということになります。次年度につきましては、6月と12月で調整をいたしますので、それぞれ0.25月減じて1.275月ずつ支給するものでございます。次年度につきましては、令和3年4月1日から施行されるということとさせていただきます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

今、ご説明をいただきました。0.05減額ということですが、1,200社の把握ということで調整を図ったわけですが、一流企業の中でもなかなか厳しい数字が出ております。0.05というのが1,200と今おっしゃったものですから、どういうところの調査が1,200社あるのかわかれば教えていただきたい。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

民間企業12,000社を調査されておりますけれども、どのレベルの事業所を調査されたかはちょっと情報を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

やはりこのコロナ禍で航空機とか鉄道とか、やはり身内に甘いということが一般の方々から言われないような本当はこうしなければいけないかなと思っておりますけど、やはりそこから辺も重々勘案して、私たちも議員として、また職員の方も業務に恥じないようにしなければならぬと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

地方公務員の給与の決め方とかもあると思いますので、少し加えますけども、やはり地方公務員の場合についても国家公務員に準じるという形をとっておりますけども、これは同一労働同一賃金という基本的な考え方がございまして、これは地方公務員であってもやっている仕事は変わらないという位置づけのもとに、その給与体系を決定をしているということでございます。もちろん、人事院勧告そのものは先ほど説明しましたとおり、民間の恐らく30人以上の企業だろうと思っておりますけども、そういった企業さんの12,000の情報をいろいろ集めながら、この数値といいますかこの形を決めている状況があります。もちろん、地方公務員でありますので、地方の状況も勘案すべきだという考え方もありますけども、長崎県でいけば、長崎県の人事委員会が独自の調査をおこなった経過もあります。波佐見町の場合はその人事委員会がござませんので、そういった民間の給与体系なりを調査する機能は持ち併せておりませんので、どうしても国家公務員の人事院、あるいは長崎県の人事委員会、そういったものの勧告なりを参考にしているということにしております。その辺の状況についてはご理解をいただきたいと思います。また、当然先ほどおっしゃったような相当の役場の職員としても仕事をすべきじゃないかという基本的な考えはありますけども、当然そのような考えを持って業務にあたっているというご理解はいただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

全く同じ質問になると思いますが、今回の条例改正で幾らの減になるのか説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

一般職で約165万円の減になります。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○10番（協坂正孝君）

一般職の一人あたりに直しますと、平均幾らでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

一人あたり14,600円程になります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第87号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

これから全員協議会を行います。委員会室へ移動をお願いします。

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 官製談合再発防止等調査特別委員会の設置

○議長（百武辰美君）

日程第7 官製談合再発防止等調査特別委員会の設置の件を議題とします。

お諮りします。官製談合再発防止等に関することについて、13人の委員で構成する官製談合再発防止等調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とし調査期限を調査終了までとして、これに付託し調査することにいたしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百武辰美君）

意義なしと認めます。したがって、官製談合再発防止等に関することについては、13人の委員で構成する官製談合再発防止等調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とし調査制限を調査終了までとして、これに付託し調査することに決定をしました。

お諮りします。

ただいま設置されました官製談合再発防止等調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条4項の規定により議長を除く13名の方に指名いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よって、官製談合再発防止等調査特別委員は、13人の議員の方に決定いたしました。

次に、官製談合再発防止等調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせいたします。委員長に北村議員、副委員長に田添議員が決定されたのでお知らせいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回波佐見町議会臨時会を閉会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午前10時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員